

厚生委員会 平成 30 年 5 月 31 日（木）13：30～

<議題>

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 環境保全及び清掃に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (2) 高齢者・障害者福祉及び介護保険制度に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (3) 疾病の予防と対策に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (4) 子育て支援に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (5) 国民健康保険の都道府県化について | 【質問通告：播磨和宏委員】 |

<会派委員としての質疑要旨>

新年度待機児童の状況と対策について

3月1日時点では夜間保育所で4歳児1名が待機となっていました。今年度は5月1日現在で、1歳で2名、2歳で1名、5歳で1名、計4名の待機が発生しています。

《待機児童対策と調整》

待機児童に対する対策は、今年度入所分昨年までと少し異なります。

希望する保育所に入所ができなかった保護者に対する希望以外の保育所入所の意向について、従前から行っている入所基準点数の高い方に対する個別の電話確認に加え、就労等の要件はあるが、入所基準点数が低い方に対しても通知を送り、認可保育所の入所が現時点で難しいことや認可外保育所の利用に係る意向確認を行うなど、決め細やかな対応に努め、入所調整を行っています。

また、今年度から一定の基準を満たす認可外保育施設や企業主導型保育施設を利用する場合、保育料の差額を補助する待機児童対策事業の受入れ枠を拡大しました。

待機児童の保護者に対し当事業を紹介した結果、5/31の厚生委員会当日まで4名の入所に繋がりました。

改築した栄保育園では、今年度から定員を90名から120名へ変更した結果、入所希望の多い3歳児未満の入所児童数は昨年13名多く受け入れています。他にも保育士のお子さんを入所調整において優先的に取り扱い、保育士確保に関する取組も進めている。

Q) 受け入れ側の状況は？受け皿はあるのか？

A) 認可保育所において、現状で1・2歳の新たな受け入れは難しい状況。

0歳は、現時点で受け入れ枠を20名程度残しているが、今後の途中入所者数を考慮すると待機児童の発生も考えられる。

待機児童対策事業の受入対象施設である認可外保育施設7所は、現時点で3歳未満児は28

名の受け入れが可能。施設とも随時状況を確認しながら調整を行っている。

※待機児童対策事業：認可保育所に空きがなく、入所することができない児童が、一定の基準を満たす認可外保育所等を利用する場合、認可保育所の保育料との差額を補助することで、当該児童の保育を確保するものです。

Q) 私的待機児に対する今後の対応は？定員増に向けての考えや取り組みは？

A) 今年度実施を予定している保育ニーズ調査の結果を踏まえ、次期プランにおいて、必要とする保育の受入れ枠を推計し、幼稚園の認定こども園へ移行等により、必要な受入枠の整備を行っていく考え。

潜在保育士発掘のための取り組みも昨年よりスタートし、民間でも同様な動きが見られることから、連携した情報共有やイベントも考えられるのではないのでしょうか。

また、「保育士の働きやすさ」や「保育士としてのキャリア」を考慮した働き方や身分保障など、既存の職員（正規・嘱託・臨時・パート）雇用のあり方の中では納まりきれない所もあるのだと思います。職種が異なるならば雇用体系なども仕事に沿ったものをと求めました。

帯広市の子ども達の歯の健康について

《子どものう歯保有率》

	平成19年度	平成29年度
1歳6か月児健診	3.8%	1.4%
3歳児健診	27.6%	12.4%

《12歳児のう歯数》

	平成22年度	平成27年度
12歳児	2.19本	0.95本

Q) 帯広市の子ども達の歯に関する取り組みは？

A) 集団実施：1歳6か月児と3歳児を対象に集団で歯科健診実施

個別実施：1歳6か月から6歳の子どもを対象に、半年ごとに歯科医療機関で歯科健診、フッ素塗布、歯科保健指導を実施

Q) 保育所で集団実施されているフッ化物洗口の状況

A) ひばり保育所、松葉保育所、緑ヶ丘保育所の3所において平成22年度から実施している。

平成21年6月北海道の歯・口腔の健康づくり8020推進条例制定、平成22年5月帯広市がフッ化物洗口普及事業の重点地域に指定され、同年12月から開始

している。

対象児童は、4歳児・5歳児のうち保護者の承諾を得た児童としており、毎週火曜日と木曜日の週2回実施している。

フッ化物洗口を実施した児童数は、過去3年間で、実施3所合わせて、平成27年度が128名、平成28年度が114名、平成29年度が97名となっている。

実際には食後かおやつ後に実施。

最初に、担当保育士がフッ化物薬剤を水に溶かして洗口液をつくる。その洗口液をコップに注ぎ、担当保育士の合図で30秒間、一斉にうがいを行う。

Q) フッ化物洗口を保育所で行い就学していった子どもたちの虫歯の発生状況について追跡調査はしているか？その効果についてどのように検証しているか？

A) 追跡調査は実施していない。

「北海道フッ化物洗口ガイドブック」では、上手にうがいができるようになる満4歳頃から奥歯が生え変わる中学3年生頃まで継続することが推奨されている。

○効果の検証については、歯科医師による健診を年2回行っているが、2年間だけで効果を立証することは難しいと認識している。

Q 保護者への説明は？保護者の選択権は守られているか？安全性は守られているか？

A) 保育所に新規入所する保護者に対しては、「入所のしおり」で説明している。

フッ化物洗口を実施する4歳児クラス 及び5歳児クラスに進級した際に、パンフレットを配付し、フッ化物洗口の実施方法、安全性等について周知、同意書により実施希望の有無を確認している。

Q) スタートから9年目。同意を得ているとの事だが、判断するのにパンフレット配布等だけでは情報が不十分であるように思うが、市の考えを伺う。

A) 今後、フッ化物洗口の実施に関する保護者への情報提供・説明につきましては、懇談会など保護者の皆さんが集まる機会において、さらに丁寧に説明を行ってまいりたいと考える。